

2019年度の高校受験を振り返って

障害のある生徒たちの取り組みと、受験の結果

松森俊尚

高校受験が終わりました

今回も全国で多くの障害のある生徒たちが、支援学校ではなくみんなといっしょに普通高校へ行くために高校受験に取り組みました。

私もスタッフをやっている“知的障害者を普通高校へ北河内連絡会”の定例会や学習会に参加している3人の人たちも府立高校を受験しました。Aさんは、一般選抜で（各都道府県で入試

制度がちがっていて、それがコロコロと変わり、さらに呼び名も変わるので、とても説明が難しいのですが、とにかく大阪では一番多くの府立高校で入試が行われる期間です）普通高校を受験し合格しました。Bさんは、一般選抜で定時制を受験して合格、Cさんは一般選抜で普通高校を受験し不合格、その後定員割れをした高校が再募集を行う2次選抜で、定時制高校を受験して合格しました。

3人は、知的障害があるのでテストで点数をとることができません。それが障害なのですから。それでも、お母さんや支援者がつきっきりで勉強したり、面接の練習を繰り返したり、何日もかけて書き直しながら高校に行きたい気持ちを記した要望書を書きあげたり、一生懸命に受験に取り組みました。

結局、受験者数が定員を上回っている学校は合格できなかったのですが、定員割れをしている高校には合格することができました。大阪府教育委員会も、高校も、「定員内不合格は出さない」という「約束」を守っているからです。誰に対する約束かといえば、もう20年以上前から「どんな障害があっても、みんなといっしょに高校へ行きたい」と願って声を上げ、教育委員会や高校や、支援学校があたりまえという世間の「空気」に対して粘り強くたたかい続けた障害当事者と保護者たちに対する

の浪人を余儀なくされてしまいました。

きっと全国各地で不合格の悔し涙を飲んだ障害生徒たちがあったことでしょう。そもそも受験そのものをあきらめざるを得なかった人たちも、多くいたであろうことは想像に難くありません。

みなさんは「定員内不合格」について、どう思われますか？「点数がとれなかったんだから、仕方がない。」「第一、入学できたとしても、高校の勉強に付いて行けるはずがない。」と言われる方もあるかもしれませんね。実は文部省も同じことを言っていたのです。

「高等学校の入学者の選抜は、...高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行うものとする」(1963年・昭和38年 初等中等教育局長通知) 人呼んで「適格者主義」が高校入学選抜の舞台に登場するはじまりであるようです。

これは57年前の通知です。高校進学率が67%、中学卒業者が「金の卵」と呼ばれて、全国から即戦力の労働者として都会に集められた高度経済成長まっしぐらの時代です。

いやいや何年前であろうと、「ちゃんと」文部省の通知、つまり公文書に書いてあるのだからそれを守って当然である、という声も聞こえそうです。その通り、「ちゃんと」公文書は残っているし守らねばならないものです。それを廃棄したり、改ざんしたり、勝手に読み替えたりするのは決してあってはならないはずのものです。(ちょっと勢い込んで横道に逸れましたが)

ところが1999年(平成11年)の中央教育

審議会答申をみると、高校入学選抜の方法は各都道府県教育委員会や各学校に裁量権をゆだねたということが書かれています。——「進学率が約94%に達した昭和59年の『公立高等学校の入学選抜について』(初等中等局長通知)においては、...一律に高等学校教育を受けるに足る能力・適性を有することを前提とする考え方を採らないことにした。」と書き、さらに「平成11年度からは、高等学校の入学選抜について、生徒の多様な能力、適性等を多面的に評価するとともに、一層各学校の特色を生かした選抜を行い得るよう、調査書及び学力検査の成績のいずれをも用いず、他の方法によって選抜を行うことを可能にする制度改正を行い、選抜方法についての設置者及び各学校の裁量の拡大を図ったところである。」と答申しています。

おかしいと思いませんか、文科省が「初等中等教育局長通知」で柔軟性、多様性を持った選抜方法をとるように通知しているにもかかわらず、教育委員会や高校は、これには従わず57年前に出された「初等中等教育局長通知」を後生大事に守りながら、「点数」というたった一つ

第3種郵便物認可

沖 縄 今 日

「定員内不合格 出さないで」

船後議員、県教育庁に要請

仲村さん入試前に



船後晴彦参院議員(れいわ新選組)は10日、県教育庁で半額満教育指導統括と面談し、障がいの有無にかかわらず子どもが学ぶ権利を保障し、高校の定員内不合格を出さないよう求める要請書を手渡した。重慶の知的障がいがあり、県立高校を2度定員内不合格になった仲村伊織さん(17)「北中城村」が今春、3度目の県立高校入試に臨むことを踏まえて要請を行った。

約1時間半の面談は公開。船後議員側によると県教育庁は「単位のクリア方法を受け入れ態勢を検討中。今年4月の入学に間に合うことは難しい」との見解を繰り返した。船後議員は要請文で、仲村さんをはじめ全国で定員内にもかかわらず不合格にされ高校教育から排除される生徒がいる一方、「多くの高校で、授業の工夫をしたり、評価の内規を柔軟にするなどして、柔軟に生徒の障がいに応じて対応してきた実績がある」と指摘した。その上で、教育課程を履修できる見込みのある生徒のみを入学させる「適格主義」の選抜制度を維持する姿勢は「大変残念」とあり、最も教育を必要とする子どもを排除して成り立つ教育障がいの有無にかかわらず、定員内の高校入学確保を求める要請書を半額満教育指導統括(午前9時)に手交す。船後議員(参院議員) 10日 県教育庁

宜野湾吹奏 九州アン

は「教育機関としての敗北ではないか」と批判。障がいの有無にかかわらず、学ぶ意欲のある者にその権利を保障することや、そのための合理的配慮や環境整備などを求めている。要請後、船後議員は「望むような回答をもらえなかった。どうしたら受け入れられるか県教育庁と一緒に考えたい」と述べた。船後議員は同日夜には糸満市内で仲村さんと家族関係者ら約30人へ懇話。仲村さんが高校進学への思いを口にする動画を見たほか、参加者からの質問などに答えた。

の物差しで振り分ける入学者選抜方法を今も続けているのです。

世界の国が約束した障害者権利条約や、国内で採択された障害者基本法、障害者差別解消法が、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指すことを求めているにもかかわらず、まるで無視するかのようには手垢にまみれた 57 年前の「適格者主義」を錦の御旗に掲げて、遠慮会釈なく障害者の願いを切り捨て、そのことに何の後悔もためらいも迷いも生まれません。いや、迷わないために、迷いたくないから「適格者主義」という旗が必要なのかもしれません。

どうしてこんなことが起こるのでしょうか？日本の抱える、それはそれは複雑に絡み合った構造的な問題があるのだと、私は考えています。

▼明治 5 年の学制発布以来、150 年以上の年月を経て延々と続く「できる・できない」の価値観に基づく能力神話と、それを再生産し続ける「教える授業」。▼世界を覆う新自由主義経済のグローバリズムがもたらす、市場原理の教育の世界への浸食。徹底した競争主義、評価主義、能力主義。▼私たちが空気のように吸い込み、水のように飲み込んできた「優生思想」。

インクルーシブ教育、つまり障害のある人もない人も「ともに学び、ともに生きる教育」の実践は、おのずから日本の「それはそれは複雑に絡み合った構造的な問題」を相手にして変革していく取り組みになって行きます。決して障害者だけの問題ではない、学校教育だけの問題ではない、私たちの社会や国のあり方の問題と言ってもいいでしょう。そんな大それたことができるわけがないという人や、そんなことをされては困るという大人たちは、だから最初から「ともにいる」ことに反対し、時に「分ける」ことを強制します。でも、「ともにいる教室」の中では、子どもたちはしなやかに一つひとつの問題を解決し壁を越えて行きます。

落とされても落とされても高校受験に挑戦する障害生徒の姿は、不条理な差別に立ち向かうだけではなく、社会を変革する小さな戦士のように、私には映ります。

みなさんの周りでも、きっと普通高校を受験する障害のある生徒たちがいると思います。ちょっと耳を澄ませ、目を凝らせば、テレビや新聞で「定員内不合格を出させない」という言葉や活動を見聞きすることがあると思います。考えてみてください、周りの人たちと話題にしてみてください。

和希くんの養護学校への就学決定の取り消しを求める、川崎就学裁判

とんでもない事態が起こっています。高校入学を拒否するどころか、地域の小学校への就学が認められず、本人や保護者の希望に反して一方的に養護学校への就学を「決定」して通知したというのです。いったい「どこのどいつがそんなことを」（ちょっと感情的になってしまいました？でも、知れば知るほどさらに怒りが高じてくる、そんな話なんです。）というと、川崎市教育委員会と神奈川県教育委員会です。

川崎市に在住する人工呼吸器ユーザーである光菅和希くんは、地域の小学校への入学をあたりまえに希望しましたが、教育委員会は「専門家も含めて総合的に判断」した結果、神奈川県立養護学校への就学が適当と判断したと回答し、一方的に通知しました。

45 年以上前に東京の金井康治くんがきょうだいの通う小学校に入りたいと希望したのに対して、小学校も、教育委員会も、都の行政も受け入れを拒否。自主登校する康治くんや支援の人たちに対して、校門を封鎖、区役所の抗議集会では職員を動員してピケを張るなどの事態となり、全国に支援の輪が広がる就学闘争が起こりました。

それから 45 年経って、しかも障害者権利条約が批准され、障害者基本法、障害者差別解

